平成30年　6月　6日

東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所
所長　　殿

福島第二原子力規制事務所
統括原子力運転検査官　上原　壮夫

安全文化・組織風土劣化防止に係る取り組みの総合評価について（指導）

平成29年4月1日から平成30年3月31日に行われた、福島第二原子力発電所における安全文化醸成活動については、下記のとおり評価しましたので通知します。取り組み要請事項については、確実に実行されるよう求めます。

記

（取組み要請事項）
・社員及び協力企業が、ルールを遵守しない場合に生じる恐れのある、安全や環境への影響を理解できる様なルール遵守に係わる活動の実施を要望する。
・社員及び協力企業の監督者等が適時現場状況を把握し、各作業段階における管理を適切に実施し、リスクや安全性に影響を及ぼすことのないような工事管理の実施を要望する。

（奨揚がふさわしい取組み）
　残留熱除去系統ポンプの発電所職員による直営の保守整備が、今年度から協力企業の指導を受けて本格点検として実施している。このことは、緊急時及びトラブル対処時に際して、発電所としての対応能力及び個人の能力向上に有効であるとともに、点検工事等において工事施工要領書等をチェックする能力の向上につながるものである。

（総合所見）
　安全文化・組織風土の劣化防止に係る取り組みについては、「平成29年度安全文化醸成活動計画」に基づき計画どおりに実施されていること及び前年度の評価及び検査官要請事項である「社員及び協力企業が、ルールの必要性を理解し、特にルールを遵守しなかった場合に生じる恐れのある安全や環境への影響を理解できるよう改善を要請する。」と「保守管理方式及び保守管理組織（グループ）の変更を実施する際、組織における責任の所在が不明確とならないよう適切な管理の改善を要請する。」に対して「セルフアセスメント」「マネジメントオブザベーション」「所内キャンペーン」及び「協力企業との対話」により改善のプロセスを継続しており、また、ヒューマンエラーの発生状況を鑑み、年度途中から従来のキャンペーン活動に取組を追加したことから計画に基づいた取組が行われ、改善傾向が見られると評価する。
　また、安全文化・組織風土の劣化兆候に係る評価については、マニュアル遵守に係る不適合が発生していること及び協力企業の活動において作業の工程を優先させて安全確保のためのルールを遵守しなかったことから不適合が発生していることからさらに傾向を見るため継続した監視を必要とすると評価する。

以上